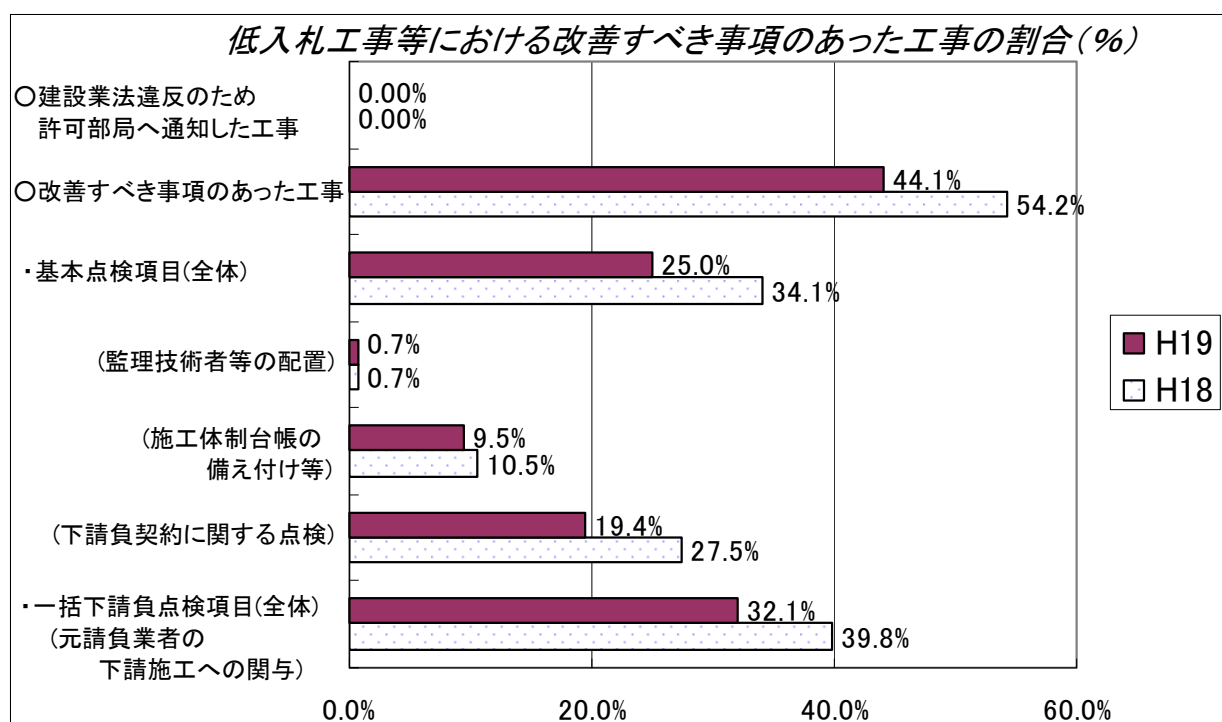
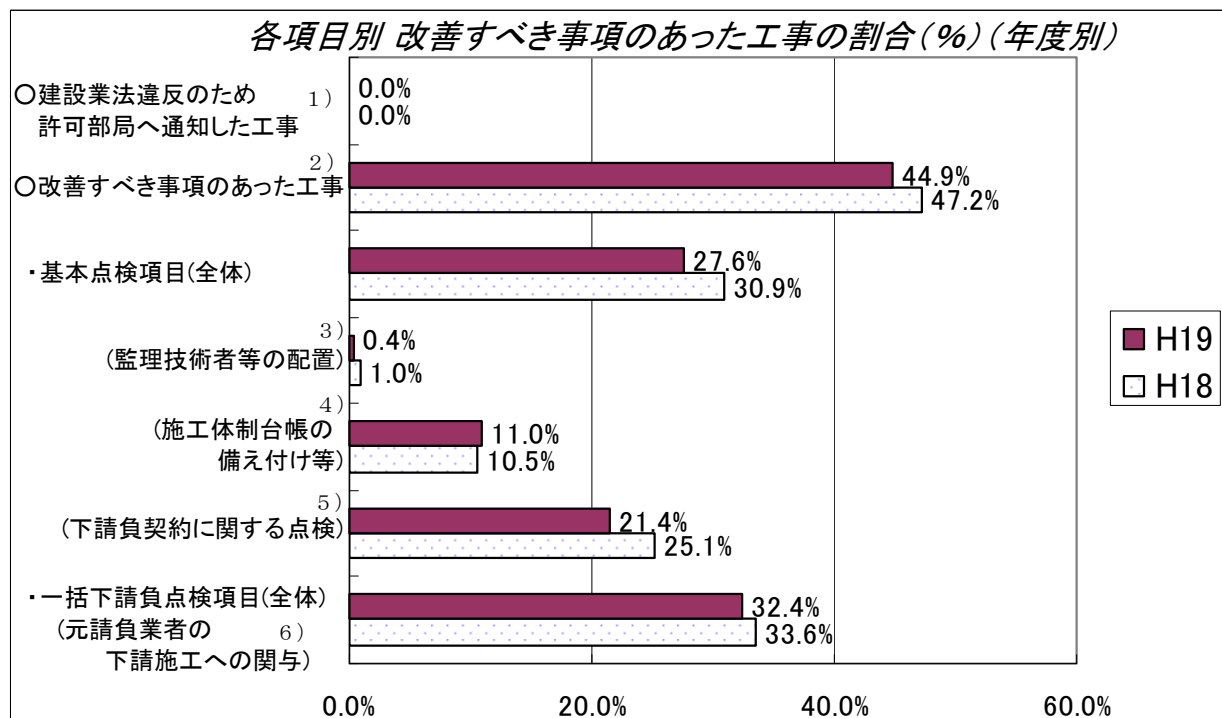


(参考資料)



- 1) 監理技術者等が必要な資格や講習を受講していない場合や、下請負業者が必要な建設業許可を持たないで工事を行っている場合等の明らかな建設業法違反があった工事。
- 2) 明らかな建設業法違反ではないが、基本点検項目、一括下請負点検項目等において、改善すべき事項があった工事。
- 3) 監理技術者等が、都合があり不在にしていた工事。
- 4) 施工体制台帳や建設業許可票等について、記載漏れや掲示場所が不適切であった工事。
- 5) 建設業法で規定されている契約書に記載しなければならない事項等の記載が不明確な工事。
- 6) 作業手順書の作成・指導・監督、安全衛生責任者の常駐把握、下請施工に関する段階確認または施工状況検査の実施、災害防止協議会の設置と開催、下請負業者に対する安全管理の指導などの項目で改善すべき事項があった工事等。